

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）の規定に基づき、
下記のとおり諮問する。

平成27年 8月 6日

昭島市長 北 川 穰 一

記

諮問第 55 号

個人情報の目的外の利用について

諮問事項の詳細は、別紙のとおり

別紙

諮問第 55 号

個人情報の目的外の利用について

（説明）昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。）第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

平成27年国勢調査の実施に係る個人情報の目的外の利用について

平成27年国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）及び国勢調査令（昭和55年政令第98号）に基づき、本年10月1日を基準日として日本に住んでいるすべての人・世帯を対象として実施されます。本調査は、本格的な人口減少社会を迎えた日本の未来を考えるために欠くことのできない統計情報を提供するものであり、その結果は、国や地方自治体の今後の行政を行う上で重要な資料となることから、従来にも増して精度の高い統計の提供が期待されています。また、同時に調査結果の迅速な公表・提供も求められています。

しかし、近年ライフスタイルの多様化に伴い、面接困難な世帯が増加するなど、調査環境も大きく変化しております。そのため、今回の調査では、オンラインによる提出方式の本格的な導入など調査方法も変更されておりますが、調査票の封入提出や郵送提出方式の任意選択の方法により、前回調査と同様に調査票の記入不備等が相当数に上ることが予想されており、どのように対処するかが課題となっています。

そこで、本調査を所管する総務省では、従来の聞き取り調査に加え、市町村において行政資料の活用等により、調査票の記入不備を補記し、結果、精度を確保することとしております。

このように調査環境の変化や調査方法が変更される状況において、国勢調査令第12条第4項（※）に定める市町村の審査事務を円滑に実施するためには、必要に応じて住民基本台帳を利用する必要がある、このことが条例第13条第1項により禁止されている個人情報の目的外の利用に該当すると考えられることから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものです。

※国勢調査令第12条第4項

市町村長は、前項の規定により国勢調査指導員が検査した調査票を審査し、当該調査票に必要な事項を記入するとともに、都道府県知事に対し、その定める期限までに、当該調査票を送付しなければならない。

目的外に利用する個人情報の内容等は以下のとおりです。

1 個人情報の利用方法

住民情報システムの端末装置を用いて、調査票の記入不備がある者について記載された他の情報を手掛かりに検索し、その結果により調査票の補記を行う（補記の項目及び手順は、別紙「住民基本台帳を用いた調査票補記の流れ」のとおり）。

なお、住民情報システムの利用に当たっては、本籍地その他の調査に必要な情報が画面に表示されないよう、宛名管理システムを通して利用する。

2 利用する個人情報の内容

氏名、男女の別、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、国籍、住所（住所は検索のみに用いる。）

3 情報管理その他

- ・総務省が示す「住民基本台帳を用いた調査票補記の流れ」を踏まえ、個人情報の適正な管理に努める。
- ・端末装置は、本庁舎6階の国勢調査本部室に2台設置し、ID・パスワードにより不正アクセスを防止するとともに、本部室の時間外等の施錠を徹底する。
- ・端末装置の操作者は、本部所属の職員に限るものとする。

住民基本台帳を用いた調査票補記の流れ

別紙

- ◎ 調査票に記載のある世帯のみが対象
- ◎ 行政資料の住所が居住確認を行った住所と一致する場合のみ



◎ 住民基本台帳による調査票の補記は、以下の手順で行う。

ア 調査票に記載のある世帯について、その住所等を手掛かりに住民基本台帳を検索する。

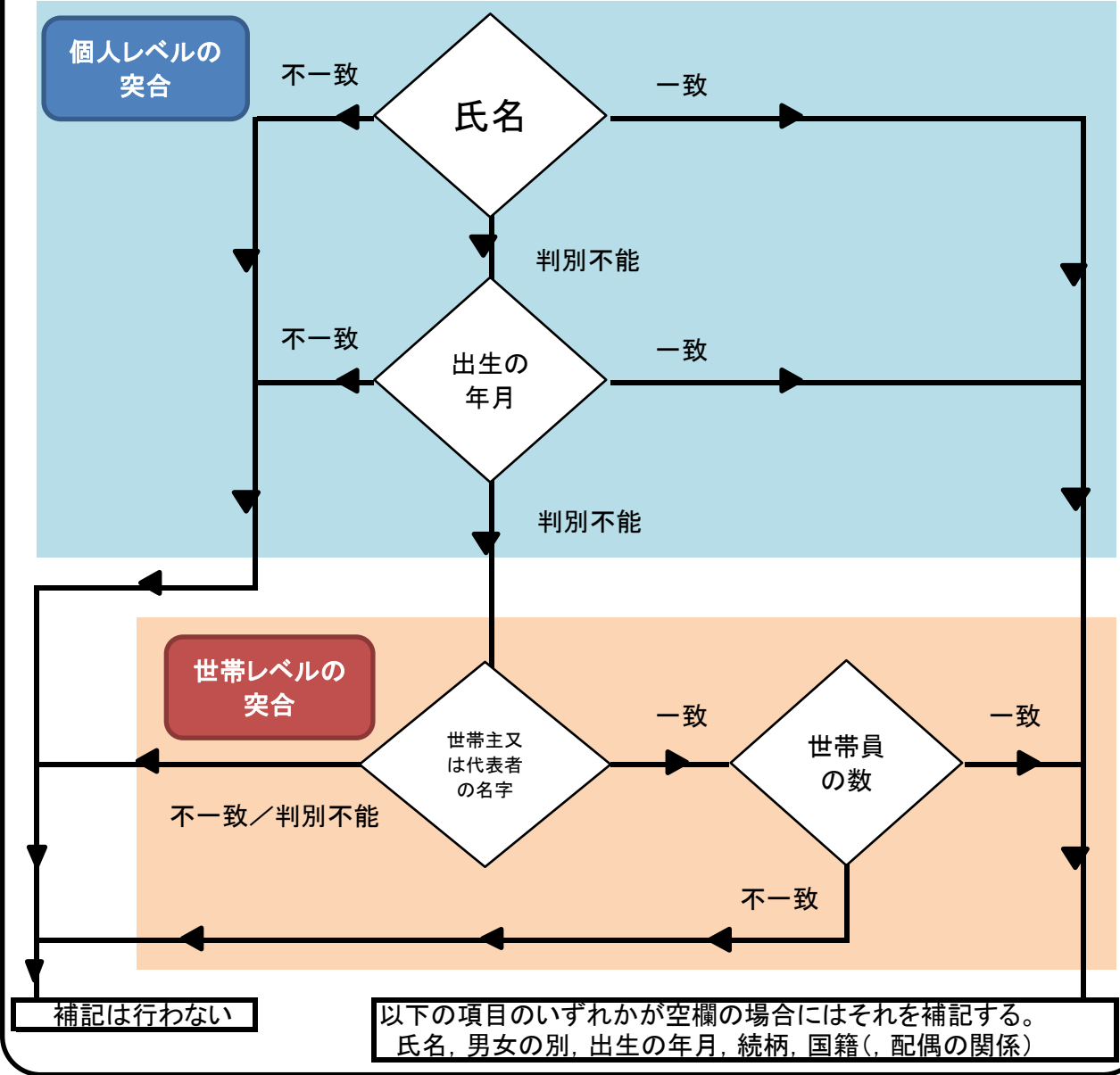
イ 対象としている世帯の住所と住民基本台帳の住所とが一致するものに限り照合を行う。

ウ 照合はまず個人レベルで行い、調査票に記載されている氏名と住民基本台帳に登録のある氏名を照合し、一致していればその者に限って補記を行う。氏名の未記入や名字のみの記入等で判別不能の場合には出生の年月を照合し、一致していればその者に限って補記を行う。

エ 判別不能のため、ウによっても調査票の補記ができない者がいる場合には世帯レベルで照合を行う。

オ 調査票に記載のある世帯員のうち、一人でも名字に記載があり、住民基本台帳に登録のある名字と照合し一致した場合、世帯員の数も一致すれば調査票の補記を行うが、判明している名字のうち、一人でも住民基本台帳の名字と一致しない場合は補記しない。

ただし、調査票に氏名の記載がない場合であっても、聞き取りによって単身者の居住が確認できた世帯で、住民基本台帳の登録も1人(単身者)の世帯の場合は、世帯主又は代表者の名字が一致したものとする。



◎ 住民基本台帳の参照項目
氏名、男女の別、出生の年月日、世帯主又は世帯主との続柄、国籍、住所

平成27年 8月14日

昭島市長

北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 大 野 隆 司

昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報公開・個人情報保護運
営審議会条例に基づく諮問について（答申）

平成27年7月3日付け27企法指第42号及び平成27年8月6日付け27企法指
第45号にて諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第54号

昭島市個人情報保護条例の改正について

諮問第55号

個人情報の目的外の利用について

答 申

諮問第55号

個人情報の目的外の利用について

平成27年国勢調査における国勢調査令（昭和55年政令第98号）第12条第4項の規定に基づく審査事務の実施に当たって、調査票の記入不備がある者について、その調査票の補記を行うため、住民基本台帳に記録されている個人情報を住民情報システムの端末装置を使用して参照することについては、当該審査事務の円滑化・迅速化及び調査の精度の確保を図るうえで必要であると認め、了承する。

なお、個人情報の利用については必要最小限度にとどめるとともに、個人情報の適正な管理に努めていただきたい。